

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販 売 業 者 の 販 売 数 量		平成24年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ 1	kℓ 1,112	kℓ 11,622	kℓ 3,736	kℓ 499	kℓ 22,690	kℓ 19,477	kℓ 5,471	kℓ 19,974
合 成 清 酒	-	-	7	22	-	784	829	195	829
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	61	164	2	11,555	6,733	3,271	6,735
単式蒸留しょうちゅう	-	-	107	49	13	10,453	9,234	3,432	9,246
み り ん	-	-	6	12	-	2,365	2,133	471	2,133
ビ ー ル	-	-	31	116	71	146,561	68,547	10,550	68,618
果 実 酒	-	-	70	29	19	4,886	4,741	3,175	4,760
甘 味 果 実 酒	-	-	-	4	1	129	170	203	171
ウ イ ス キ ー	-	-	14	3	-	3,072	1,661	914	1,661
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	231	164	130	164
発 泡 酒	-	-	1	12	16	41,989	21,246	4,039	21,262
原料用アルコール・スピリッツ	-	-	1	-	-	13,077	5,878	998	5,878
リ キ ュ ー ル	-	4	309	56	23	86,440	43,575	10,049	43,598
そ の 他 の 醸 造 酒	}	-	-	1	1	35,020	16,464	3,208	16,466
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	1	1,116	12,233	4,206	643	379,257	200,851	46,106	201,494

調査期間等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 20 年 度	23,411	914	16,706	79,336	89,914	210,286
平 成 21 年 度	22,299	978	16,492	73,497	88,968	202,234
平 成 22 年 度	21,007	906	16,156	70,290	91,411	199,766
平 成 23 年 度	20,687	832	16,785	68,207	94,438	200,944
平 成 24 年 度	19,974	829	15,981	68,618	96,093	201,494

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

(3) 税務署別酒類販売(消費)数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
富山	2,589	83	1,070	1,129	286	9,197	801	30	296	29	2,931	935	6,336	2,125	27,837	富山
高岡	2,244	60	791	1,014	236	7,370	459	12	200	19	2,195	717	5,053	1,710	22,080	高岡
魚津	1,550	63	701	557	77	6,871	270	11	128	9	1,618	429	3,153	1,107	16,544	魚津
砺波	1,002	15	268	317	52	2,462	100	3	52	4	723	222	1,676	634	7,530	砺波
富山県計	7,385	221	2,830	3,017	651	25,900	1,630	56	676	61	7,467	2,303	16,218	5,576	73,991	富山県計
金沢	3,399	125	1,148	1,605	515	12,807	1,209	46	369	38	3,258	1,041	8,291	2,712	36,562	金沢
七尾	971	35	313	446	76	2,753	103	3	55	4	877	229	1,519	808	8,192	七尾
小松	1,519	98	569	765	173	5,198	535	9	116	12	1,588	593	4,166	1,499	16,841	小松
輪島	718	11	192	211	24	1,402	112	2	17	2	398	85	718	477	4,369	輪島
松任	1,155	26	355	437	105	2,884	258	5	96	8	924	321	2,665	853	10,094	松任
石川県計	7,762	295	2,577	3,464	893	25,044	2,217	65	653	64	7,045	2,269	17,359	6,349	76,058	石川県計
福井	1,797	144	518	1,096	277	8,088	510	25	153	18	2,666	519	4,160	1,627	21,597	福井
敦賀	616	32	207	389	66	2,105	92	4	48	6	913	195	1,350	604	6,626	敦賀
武生	1,009	41	251	517	107	3,039	135	9	56	6	1,294	241	1,868	959	9,531	武生
小浜	319	16	63	203	31	1,232	33	1	15	3	371	80	555	297	3,219	小浜
大野	449	10	92	202	40	1,267	43	5	17	2	532	68	607	363	3,696	大野
三国	637	70	197	358	68	1,943	100	6	43	4	974	203	1,481	691	6,776	三国
福井県計	4,827	313	1,328	2,765	589	17,674	913	50	332	39	6,750	1,306	10,021	4,541	51,445	福井県計
総計	19,974	829	6,735	9,246	2,133	68,618	4,760	171	1,661	164	21,262	5,878	43,598	16,466	201,494	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数												(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数				
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造			合 計(A)	者	者		
清 酒	108	-	-	-	13	8	40	5	4	9	5	1	1	-	-	22	108	5	107	内	5	107	
合 成 清 酒	3	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	内	-	3	
連続式蒸留しょうちゅう	3	2	-	-	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	5	2	1	内	1	5	
単式蒸留しょうちゅう	10	-	-	-	4	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	2	10	2	2	内	2	10	
み り ん	2	2	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	内	-	4	
ビ ー ル	14	-	-	1	3	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	4	13	5	5	内	5	13	
果 実 酒	11	2	1	-	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	4	12	5	5	内	4	12	
甘 味 果 実 酒	7	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6	1	-	内	1	6	
ウ イ ス キ ー	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	内	1	2	
ブ ラ ン デ ー	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	内	1	1	
原 料 用 ア ル コ ー ル	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	内	-	3	
発 泡 酒	47	1	15	1	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	27	32	1	3	内	1	32	
そ の 他 の 醸 造 酒	56	2	15	1	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	42	2	9	内	2	42	
ス ピ リ ッ ツ	49	2	18	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	32	2	-	内	1	32	
リ キ ュ ー ル	69	2	12	-	21	3	5	-	1	-	-	-	-	-	-	29	59	4	5	内	3	58	
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	
雑 酒	47	2	17	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	32	2	-	内	1	32	
合 計	432	15	79	4	67	16	60	6	6	10	5	1	1	-	-	192	364	33	137	内	28	362	
各酒類を 通じたもの	平 成 22 年 度					25	5	52	6	8	10	3	2	1	-	-	25	137	6		内	6	134
	平 成 23 年 度					21	13	52	5	7	10	3	2	1	-	-	23	137	6		内	6	134
	平 成 24 年 度					25	9	52	6	5	10	5	1	1	-	-	23	137	6		内	6	137

調査対象等：平成25年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成24年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造した酒類びん詰	共同のびん詰場			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	1	-	2	10	10	-	23	23
合成清酒	-	-	-	8	-	-	8	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	8	-	-	8	-
単式蒸留しょうちゅう	-	-	1	8	4	-	13	1
みりん	-	-	1	8	-	-	9	-
ビール	-	-	-	8	-	-	8	-
果実酒	-	-	-	8	-	-	8	-
甘味果実酒	-	-	-	8	-	-	8	-
ウイスキー	-	-	-	8	-	-	8	-
ブランドー	-	-	-	8	-	-	8	-
原料用アルコール	-	-	-	8	-	-	8	-
発泡酒	1	-	-	9	2	-	12	-
その他の醸造酒	1	-	1	9	2	-	13	-
スピリッツ	1	-	-	9	2	-	12	-
リキュール	1	-	1	9	5	-	16	-
粉末酒	-	-	-	8	-	-	8	-
雑酒	1	-	-	9	2	-	12	-
合計	6	-	6	143	27	-	182	24
うち実蔵置場数	1	-	2	10	11	-	24	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成25年3月31日

- 用語の説明： 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。
- 2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
1	1

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	-	-
もろみ	15	10

(3) 販売業免許場数

区分	本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数												
	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計														
販卸 売売 方に 法限 に る 条 旨 件 の が 条 付 件 さ が れ 付 て さ い な れ い て も い の る 及 も び の	全	酒	類	場	場	場	場	者									
				23	154	177	13	57									
		ビ	ー	ル	6	10	16	2	3								
		洋		酒	2	15	17	1	3								
		輸	出	入	酒	類	5	8	13	1	9						
		店	頭	販	売	酒	類	1	-	1	-						
		協	同	組	合	員	間	酒	類	-	-						
		自	己	商	標	酒	類	-	3	3	-						
		自 製 酒 類	清	酒	・	み	り	ん	3	7	10	-	3				
			合	成	清	酒	・	し	ょう	ち	ゅう	-	-				
			ビ	ー	ル	1	2	3	-	-	-						
			洋		酒	-	1	1	-	-	-						
			計			4	10	14	-	3							
		期	限	付	-	-	-	-	-								
		そ	の	他	の	酒	類	1	2	3	-	2					
	合	計		42	202	244	17	77									
	合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	5	4	9	-	8
		卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	-	-	-	-	
		製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	2	-	2	-	2	
販 の 売 条 件 方 法 に 付 に さ れ て い る も 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も の				5,057	57	3,336						
		期	限	付				-	-	-							
		特	殊	の	も の			5	-	1							
		計				5,062	57	3,337									
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も の			201	8	154							
		期	限	付				-	-	-							
		特	殊	の	も の			36	18	32							
		通	信	販	売	だ	け	の	も の		38	-	28				
		計				275	26	214									
	合	計			5,337	83	3,551										
媒	介	業			15	1	3										
代	理	業			-	-	-										

調査時点：平成25年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製 造 免 許 場 数																												販 売 業 免 許 場 数				税務署名								
	清 酒		合成清酒		連続式蒸留 しょうちゆう		単式蒸留 しょうちゆう		み り ん		ビ ー ル		果 実 酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用 アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒			雑酒		合 計		酒 類 卸 売 業		酒 類 小 売 業	
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数		免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	販売場 数	販売 業者数	販売場 数	販売 業者数
富 山	8	8	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	1	2	-	1	-	1	-	-	-	5	1	4	-	4	-	4	-	-	-	4	-	37	10	26	6	602	351	富 山
高 岡	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	1	-	2	-	-	-	1	-	14	7	16	9	579	396	高 岡	
魚 津	6	6	1	-	1	1	1	-	1	-	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	6	-	6	-	7	-	6	-	-	-	7	-	48	8	22	4	384	274	魚 津
砺 波	7	7	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	2	1	4	1	2	-	4	1	-	-	2	-	28	10	10	4	268	189	砺 波
富 山 県 計	26	26	2	-	2	1	3	-	1	-	5	1	5	2	4	-	2	-	1	-	2	-	14	2	16	2	14	-	16	1	-	-	14	-	127	35	74	23	1,833	1,210	富 山 県 計
金 沢	5	5	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	-	-	-	1	-	15	5	48	10	806	512	金 沢
七 尾	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	5	4	1	-	1	-	-	-	1	-	17	12	29	3	299	239	七 尾
小 松	9	9	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	12	10	24	7	401	248	小 松	
輪 島	12	11	1	-	1	-	1	1	-	-	1	1	2	2	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	6	1	-	-	-	-	27	16	20	4	268	230	輪 島
松 任	8	8	-	-	1	-	2	1	1	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	1	-	7	1	-	-	1	-	29	13	12	4	256	136	松 任
石 川 県 計	42	41	1	-	3	-	5	2	2	-	4	3	5	2	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	10	6	4	-	18	2	-	-	3	-	100	56	133	28	2,030	1,365	石 川 県 計
福 井	16	16	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	5	-	4	-	8	1	-	-	5	-	46	17	19	14	521	331	福 井	
敦 賀	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	3	1	2	-	3	1	-	-	2	-	18	7	5	2	177	116	敦 賀	
武 生	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	4	-	6	-	-	-	4	-	33	11	8	6	340	219	武 生	
小 浜	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	93	63	小 浜	
大 野	5	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	4	-	-	-	2	-	20	6	4	4	110	84	大 野	
三 国	4	4	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	4	-	-	-	2	-	19	4	-	-	233	163	三 国	
福 井 県 計	40	40	-	-	-	-	2	-	1	-	4	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	17	1	16	1	14	-	25	2	-	-	15	-	137	46	37	26	1,474	976	福 井 県 計	
総 計	108	107	3	-	5	1	10	2	4	-	13	5	12	5	6	-	2	-	1	-	3	-	32	3	42	9	32	-	59	5	-	-	32	-	364	137	244	77	5,337	3,551	総 計

(注) 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。